

改正後	現行
<p>③～⑦ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）及び訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>(例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $(988\text{単位} + 679\text{単位}) \times 70 / 100 = 1,166.9 \rightarrow 1,167\text{単位}$ <p>③～⑤ (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～④の2 (略)</p>	<p>③～⑦ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）及び訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>(例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $(988\text{単位} + 679\text{単位}) \times 70 / 100 = 1,166.9 \rightarrow 1,167\text{単位}$ <p>③～⑤ (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～④の2 (略)</p>

改正後	現行
<p>④の3 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) (一)から(三)における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>新設、増改築等(現に存する事業所であって直近1か年に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下このエにおいて同じ。)</u>の場合の障害児の数については、</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>④の4～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>⑰ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u></p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途</p>	<p>④の3 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) (一)から(三)における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>④の4～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>については、2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略) (新設)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状</u></p>